

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく  
国立大学法人和歌山大学 一般事業主行動計画

教職員が仕事と生活を両立させることができる働きやすい環境を作り、かつ、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うことで、全ての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：女性管理教職員の比率を25%以上とすることを目指す。

<取組内容>

令和8年4月～ 女性教職員を対象としたキャリア形成、リーダー育成に関する研修を実施する。

令和8年4月～ 全教職員を対象としたアンコンシャス・バイアスに関する研修を実施し、意識改革を行う。

目標2：妊娠、出産、育児、介護のための特別休暇及び勤務制度の周知・利用促進に努めるとともに、両立支援制度の更なる充実を図る。併せて年次有給休暇の利用促進に努める。

<取組内容>

令和8年4月～ 妊娠、出産、育児、介護のための特別休暇及び勤務制度について、Life Support Book（ハンドブック）、イントラネット等を活用し、制度の周知・利用を促す。

令和8年4月～ 両立のため柔軟な働き方ができるよう、勤務制度の見直し、特別休暇の充実を図る。

令和8年4月～ 年次有給休暇の取得状況を定期的に調査し、計画的に休暇を取得できる環境の整備を行う。

目標3：男性の育児に伴う休暇・休業の取得を促進し、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備に努めるとともに、計画期間中の男性教職員の育児休業（育児目的休暇を含む）取得率を80%以上とする。

<取組内容>

令和8年4月～ 男性の育児休業等取得を促すリーフレットを作成し周知する。

令和8年4月～ 男性の育児休業取得促進について理解を深め、職場の協力体制の整備を図る。

目標4：令和6年度と比較して時間外労働時間を20%以上削減し、教職員のワークライフバランスの実現を支援する。

<取組内容>

令和8年4月～ これまで実施してきた時間外に会議を開催しない、メールの送信を行わない、定時退勤日（ノー残業デー）設定の取り組みを徹底する。

令和8年4月～ 業務の合理化、効率化を図るとともに、偏りをなくし時間外勤務の削減につなげる。